

【事業内容】

1 目的

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺再企図の可能性が高い自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことを目的として、自殺未遂者やその家族に対する相談支援を行う。

2 事業概要

(1) 対象

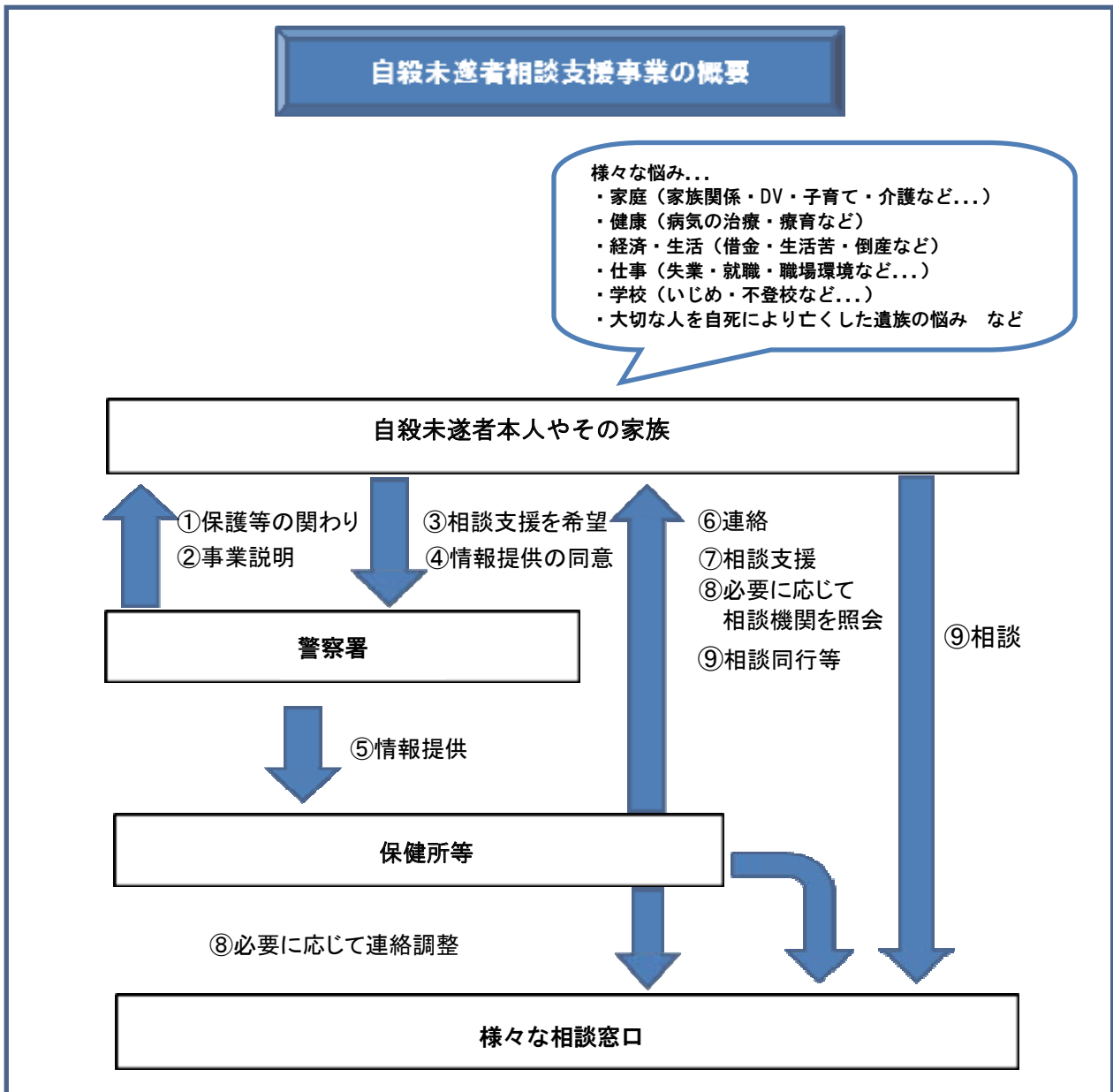
府内の警察署関わった自殺未遂者やその家族で、本事業による支援を希望する人。

(2) 方法

警察署から情報提供を受けた保健所等(※)は対象者に連絡し、電話や面接などによる相談支援を行う。その際、その人の気持ちを受け止め、抱えている悩みに応じて専門の相談窓口につなぐなど、対象者の課題に応じた支援を行うよう配慮する。

※大阪市は各区の保健福祉センター、堺市は精神保健課いのちの応援係、東大阪市は各保健センター、それ以外の府内(高槻市・豊中市を含む)は保健所

3 実施主体 大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市及び豊中市



【事業の工夫点】

1 府全域で統一した連携体制

本事業では、2政令市が先行して取組みを行っていた。そのため中核市を含めた府全域で統一した支援を行うために、政令市・中核市を含む行政や大阪府警察本部と協議を行った。

協議の際には、対象者支援の管轄、対象者への同意の取り方や個人情報の取扱基準の違いなどについて協議を重ね、その結果、警察署・保健所等のそれぞれの担当者がわかりやすい様式の検討を行うとともに、共通のリーフレットの作成や事業名称の統一など、大阪府全域で統一した事業を行えるよう体制を構築した。

2 リーフレットの配付

自殺未遂者とその家族に本事業を分かりやすく説明するためにリーフレットを作成し、警察署で本事業を説明する際に配付をしている。自殺企図直後には混乱していて相談支援を希望していなかった対象者が、後日落ち着いた際に相談をすることができるように工夫している。



(事業説明リーフレットより一部抜粋)

3 本人に寄り添った支援

自殺に傾いている人は、精神的に余裕が無く、心理的視野狭窄に陥っている場合も多く、相談窓口を紹介するだけでは支援につながらない可能性が大きい。相談窓口との調整や同伴など、本人に寄り添った支援を心がけている。

4 相談スキルの向上

相談支援を担当する者への研修を充実させることで、相談スキルの向上を図っている。

5 相談支援担当者のサポート

自殺未遂者の相談支援にかかわることは、時として心理的な負担が大きいことがあり、担当者をサポー

トする体制を作ることが重要である。

担当者の心理的な負担を軽減するために、複数の担当者でアセスメントを行い、事例検討を実施するなど、自治体ごとに事例を支援者が一人で抱え込まない体制を作るよう配慮している。

【事業成果、その他特筆すべき点】

1 事業の成果

府内全体で事業を開始した平成25年1月から3月までの間の新規対象者は、313人となっている。特に「オール大阪」として統一した事業展開を行うことで、警察署にも改めて取組みの周知が図られ、先行して取組んでいた2政令市においても支援件数が増加した。

本事業が始まる前は保健所等の相談支援につながりにくかった自殺未遂者についても、相談支援につながりようになってきている。

表2 保健所等における本事業の新規対象者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年 4月～12月	平成25年 1月～3月
大阪府					112
大阪市	11	33	52	37	135
堺市	15	32	44	16	26
東大阪市					25
高槻市					9
豊中市					6
合計	26	65	96	53	313

※ 平成21年4月に堺市、平成21年11月に大阪市、平成25年1月から府内全域で実施。

2 今後に向けて

(1) 定期的な協議の場の設定

堺市・大阪市による先行的な取組みの実績があるものの、府全域の取組みを開始したところであることから、今後は大阪府警本部・大阪府・政令市・中核市等による定期的な協議の場を設定し、継続した情報の共有、課題の検討を行っていく必要がある。

(2) 地域におけるネットワーク、住民に身近な生活支援の構築

自殺未遂者やその家族の支援をより適切に行っていくためには、保健所等の構築する保健・医療のネットワークだけではなく、より身近で地域にねざした市町村や地域の支援機関による生活支援のネットワークが必要である。

本事業の開始により、保健所等と警察署は「顔の見える関係」が更に深まり、支援における連携が深まった。このような「顔の見える関係」により、強化されたネットワークを保健所等と市町村自殺対策担当課や関係機関との情報交換・情報共有の場を増やすことで、構築していくことが求められている。

(3) 相談支援ノウハウの共有

地域ネットワークを活用し、事例検討や研修会等を実施し、自殺未遂者の相談支援のノウハウを共有し、積み重ねていくことが必要である。

(問合せ先) 大阪府健康医療部保健医療室地域保健感染症課
TEL : 06-6944-7524
URL : <http://www.pref.osaka.jp/chikikansen/>